

J R 東海労働組合関西地「申」第33号
2017年6月16日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「出勤遅延防止対策の時間外メール」に関する申し入れ

6月5日、大阪仕業検査車両所において、今年度2件目の出勤遅延が発生した。

会社はその対策として、6月6日以降、30歳未満の社員に対して出勤する前に管理者の元へ「今から出勤します」という「出勤メール」を送信するように義務付けたと聞く。

仮にそれが事実であれば、この「出勤メール」の作成及び送信行為は、勤務時間外の自己の時間に当たり、強要や強制は出来ないものとする。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 大阪仕業検査車両所において、30歳未満の社員に対して、出勤前に「出勤メール」を送信することを義務付けたのは事実なのか、明らかにすること。
2. 出勤前に「出勤メール」を送信する義務付けが事実であれば、何に基づいて義務付けたものなのか明らかにすること。
3. 「出勤メール」を送信しなかった社員に対して、何か罰則等を義務付けているのか、明らかにすること。
4. 仮に罰則等がある場合は、何に基づいて罰則するのか明らかにすること。
5. 「出勤メール」の作成及び送信行為は、自己の時間であり強要・強制は出来ないと考え。会社の見解を明らかにすること。
6. 会社が「出勤メール」を強要・強制するようなことがあれば、作成及び送信行為に関わる労働時間及び通信費を全額負担すること。仮に負担出来ない場合は、直ちに中止すること。

以上